

測量等業務設計変更等取扱要領 新旧対照表

改定後	改定前																
第1条から第2条 略 (協議等の取扱い) 第3条 略 (1) から (4) 略	第1条から第2条 略 (協議等の取扱い) 第3条 略 (1) から (4) 略																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協議等の内容</th><th>承認権者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等</td><td>総括調査員</td></tr> </tbody> </table>	協議等の内容	承認権者	設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括調査員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協議等の内容</th><th>承認権者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等</td><td>総括調査員</td></tr> </tbody> </table>	協議等の内容	承認権者	設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括調査員								
協議等の内容	承認権者																
設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括調査員																
協議等の内容	承認権者																
設計変更を伴わないもの 設計変更を伴わない承諾、受理等	総括調査員																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更を伴うもの</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託料の変更を伴うもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>200万円以下</u>のもの ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>200万円超</u>から 1, 000 万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの </td></tr> <tr> <td>業務委託料の変更を伴わないもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの ・上記以外のもの </td></tr> <tr> <td>契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)</td><td>決裁権者 (知事決裁の場合は部長)</td></tr> </tbody> </table>	設計変更を伴うもの		業務委託料の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>200万円以下</u>のもの ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>200万円超</u>から 1, 000 万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの 	業務委託料の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの ・上記以外のもの 	契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更を伴うもの</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託料の変更を伴うもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>100万円以下</u>のもの ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>100万円超</u>から 1, 000 万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの </td></tr> <tr> <td>業務委託料の変更を伴わないもの</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの ・上記以外のもの </td></tr> <tr> <td>契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)</td><td>決裁権者 (知事決裁の場合は部長)</td></tr> </tbody> </table>	設計変更を伴うもの		業務委託料の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>100万円以下</u>のもの ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>100万円超</u>から 1, 000 万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの 	業務委託料の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの ・上記以外のもの 	契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)
設計変更を伴うもの																	
業務委託料の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>200万円以下</u>のもの ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>200万円超</u>から 1, 000 万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの 																
業務委託料の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの ・上記以外のもの 																
契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)																
設計変更を伴うもの																	
業務委託料の変更を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>100万円以下</u>のもの ・設計変更に伴う業務委託料の増減額が <u>100万円超</u>から 1, 000 万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの 																
業務委託料の変更を伴わないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの ・上記以外のもの 																
契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)																
第4条から第5条 略	第4条から第5条 略																
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。 <u>この要領は、令和8年2月10日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。</p>																